



# みんなで守ろう著作権



学校生活とルール



サーラ博士

協力  
一般社団法人 私的録音補償金管理協会  
<http://www.sarah.or.jp>



イラスト/渡辺 正義

## サーラ sarah とは

一般社団法人 私的録音補償金管理協会 (Sarah) は、音楽・芸能文化を守り育てるため、1993年3月、作詞家、作曲家、歌手、演奏家、CDの製作者など(権利者)の団体によって設立されました。Sarahは、デジタル方式の録音機器やディスク、テープによる私的録音(家庭などでの個人録音)の補償金を権利者に分配し、著作権を守ることの大切さを広める事業や、音楽、芸能を愛する心を育てる事業などを行っています。

みなさんの学校では、廊下を走ってはいけないという決まりがあるでしょう。それと同じように、みなさんが楽しむ音楽・絵画・小説などにも、勝手に使ったりしてはいけないというルールがあります。

音楽を例にとってみると、作詞家・作曲家には著作権、歌手・演奏家、レコード製作者、放送事業者(テレビ・ラジオ等)などには著作権隣接権という法律で保護されています。

また、芸術家の作品だけでなく、みなさんが創作した作詞や曲、作文、絵にも著作権が認められています。ですから友達らの作品の一部だけでもまねして、コンクールなどに出品したら著作権の侵害となります。ただし、学校行事(料金を取らない)の学芸会・運動会などで使用する音楽は、許可を取らなくてもよいことになっています。

また、学校や家でパソコンを使ってインターネットをする人も多くなりましたね。このインターネットにも著作権があります。音楽サイトから音楽データをダウンロードしてコピーし、不特定多数の人に配れば違法となります。他にも作詞・作曲家やレコード製作者の許可を取らずにつくられた違法サイトを、利用したりしないよう注意しましょう。

もしこのような違法行為が行われると、著作権者に報酬が入らず、創作での生活が苦しくなり、結果として新しい作品をみなさんは楽しめなくなるにつながります。

著作権制度も社会のルールのひとつなのです。